

第4回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月31日（月） 午後4時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公益委員 : 2人（欠席1人）
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県耐火物製造業最低賃金額について審議され、労側委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額と同額の16円を提示する。

耐火物製造業の初任給については、1時間当たりの金額がほとんどの企業で4桁の数字になっているので、労側の考えている金額に対しては影響がないと思っている。

基礎調査報告書の資料No.1の9ページによると、影響があるのが女性の方2名。男性は988円からいるので、今回の16円の金額提示に対してほとんど影響がないと認識している。

使側が主張している原材料の高騰と生産コスト上昇という点は、労側としても理解しているが、物価高騰もあるし、労働者の生活を踏まえて、ある程度こちらの意見も理解していただきたいということから、据置きの16円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額と同額の 13 円を提示する。

時点での回答としては、プラス 13 円ということでもまだ 3 円の差がある状況。その根拠としては、経営コストが常に圧迫されている環境にあって、その中で雇用確保を最優先に考えて、プラス 13 円で何とかお願いできないかと考えている。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。労使協議の結果、労働者側委員が代表して 14 円で労使合意がなされたことが述べられた。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）